

## 呉市公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、呉市が実施する国土交通省関連の補助事業及び交付金事業（以下「公共事業」という。）に係る効率性と、その実施過程における透明性の一層の向上を図るとともに、地域の実情や課題を踏まえた公共事業の実施を促進することを目的として行う公共事業の必要性及び効果等に関する評価（呉市における各種の公共事業に係る評価実施要領に基づいて行う再評価、中間評価又は事後評価をいい、以下「事業評価」という。）に際して、専門的な観点からの意見を徴する等のため、呉市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、事業評価に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長が作成した事業評価を実施する事業の一覧表及び事業評価案等の提出を受け、各公共事業を取り巻く社会状況等を勘案して、審議対象事業を抽出すること。
- (2) 審議対象事業に関する事業評価案等について審議を行い、意見等がある場合には、市長に対し、それを述べること。

### (委員及び組織)

第3条 委員は、事業評価の視点に関しての学識経験を有する者等の中から市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (議事)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長の要請に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

### (委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市部技術監理室において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の審議方法、委員会に提出された資料の取扱いその他委員会の運営について必要な事項は、委員会が決定する。

付 則

この要綱は、平成11年8月12日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成17年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。